資料3

成年後見制度利用促進事業にかかる取り組みについて

令和７年７月２９日令和７年度権利擁護地域連携ネットワーク協議会　資料

権利擁護支援の課題と目指す地域の姿

（令和５年度京田辺市権利擁護地域連携ネットワーク協議会資料より抜粋）

「誰もが自分らしく暮らせる」支援体制づくり

● 支援者や機関を含む地域住民がゆるやかな見守りの視点を持ち、本人の変化に気づいたときに適切な相談機関に繋げることができる。気づきの視点。

● 早期のアプローチによって本人の意思を尊重した支援ができるような連携体制の充実。

① 成年後見制度の正しい理解と普及

地域の中で制度の理解を深め、普及を促進していくためには、より身近なものとして感じられる情報提供を行っていく。

② 権利擁護支援のための取り組みの充実と強化

成年後見制度の利用に限らず、本人の状況に応じて必要な権利擁護支援が行える体制づくり。

③ 連携の強化

支援団体や専門職、関係機関等が、それぞれの役割や活動内容について理解し合い強化につなげていく。

令和７年度成年後見ステーションの取り組み

①　成年後見制度の正しい理解と普及

一般向け啓発事業

市民及び支援関係者等幅広い方を対象に、成年後見制度の概要や相談窓口の広報を行うことにより、
制度利用を必要とする方が早い段階から検討できるよう、身近な制度として周知を図る。
【内容】　市役所ロビーでの展示等を予定
【時期】　令和8年1月頃予定

権利擁護としての地域での見守りや理解の促進

地域住民が見守りや気づきの視点を持ち、早期に相談支援機関につながる地域づくり。
⇒　② 権利擁護支援のための取り組みの充実と強化に記載。

広報による周知啓発

成年後見ステーションが発行するチラシの配布。ホームページへの掲載

② 権利擁護支援のための取り組みの充実と強化

●担い手の確保に向けた取り組みについて

市民向け連続講座の開催

地域の中で「気づき」の視点を学び、「気にかける」「相談窓口につなぐ」などできる範囲でサポートできるよう権利擁護について学ぶ機会とする。市の支援体制や相談窓口の周知啓発と権利擁護に関する制度の理解促進と、権利擁護について興味をもっていただく人を増やす。

⇒ 初級編（初歩的な内容）で構成。
将来的に担い手としてステップアップしていく人材の発掘・育成を視野に長期的段階的に検討。

【概　要】
２日間に分けて権利擁護に関する講座カリキュラムを開設
【開催時期】
令和7年１１月～１２月頃を予定
【内容（仮）】
・高齢者の理解、権利擁護支援について　／　・障がい者の理解、権利擁護支援について
・地域福祉と権利擁護について　／　・成年後見制度、任意後見制度について
・市の取り組み、相談窓口の紹介　　など

市民向け連続講座について

期待すること

- 当事者の地域での生活を「見守り」、それぞれができる範囲でサポートできる人を地域で増やす。
- 受講者が増えてくれば、ステップアップやサポーターとしての活動、市民の立場からの支える活動を増やす。
- 金融機関等、地域の中の関係機関や事業所の方にも受講機会をつくり、地域の中での見守りやネットワークを増やす。

【参考：R6権利擁護地域連携ネットワーク協議会資料より】

・権利擁護としての地域での見守り体制、周知と理解
幅広い層への取り組みから担い手を発掘し、底上げしていくような取り組み
⇩
長期的な視点で「担い手の確保」につながる

【イメージ図】

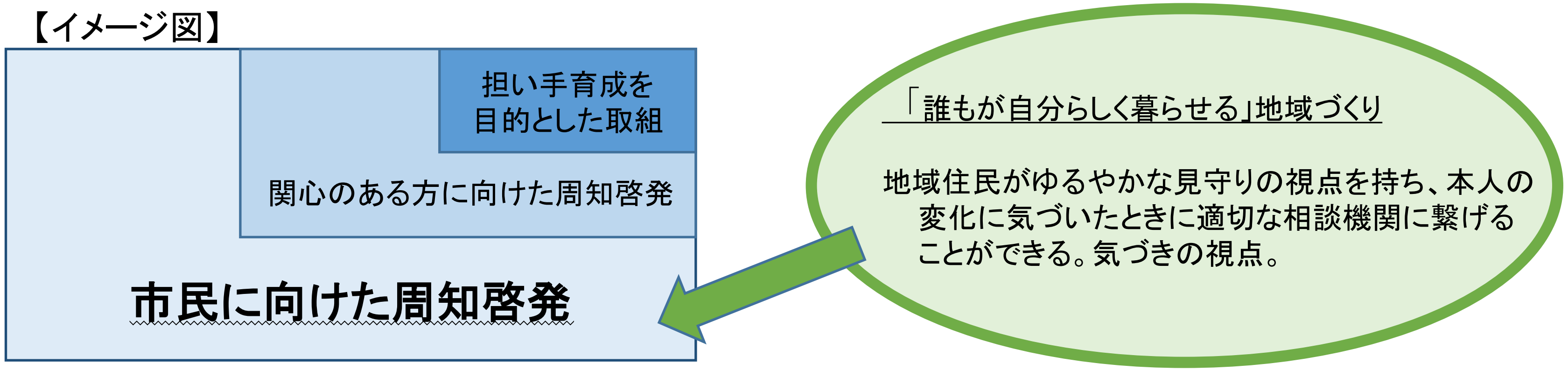

③　関係機関との連携の強化

成年後見ステーション運営委員会の開催（年3回）

- 事例を通じた課題の検討、連携体制の確認
- スムーズな制度利用に向けた権利擁護支援体制の検討

支援機関や関係機関との連携強化

- 金融機関、医療機関等、連携が必要と思われる関係機関への情報発信や顔の見える関係の構築
- ネットワーク強化を目的とした意見交換や会議の開催

重層的支援体制整備事業との連携による取り組みの推進

- 既存の仕組みでは対応できないような課題について、多機関協働で支援する仕組みづくり
- 誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らせる地域づくり（緩やかな見守り、多様な居場所づくり）

重層的支援体制整備事業について

制度・サービスで解決できない「はざま」の課題

◇ 制度やサービスの対象でない、支援のつなぎ先がない

◇ 制度の縦割りで必要な支援が届きにくい

◇ 複雑・複合的な課題

～事例～

- 周辺が大変困っているが、本人に困り感がなく介入できない。
- 発達障がいの疑いなど、確定の診断がなく利用できるサービスがない。
- 問題が複雑化して混乱している。
- 8050問題
- ひきこもり・不登校
- ダブルケア・ヤングケアラー　　　などなど

重層的支援体制整備事業について

～これからは～

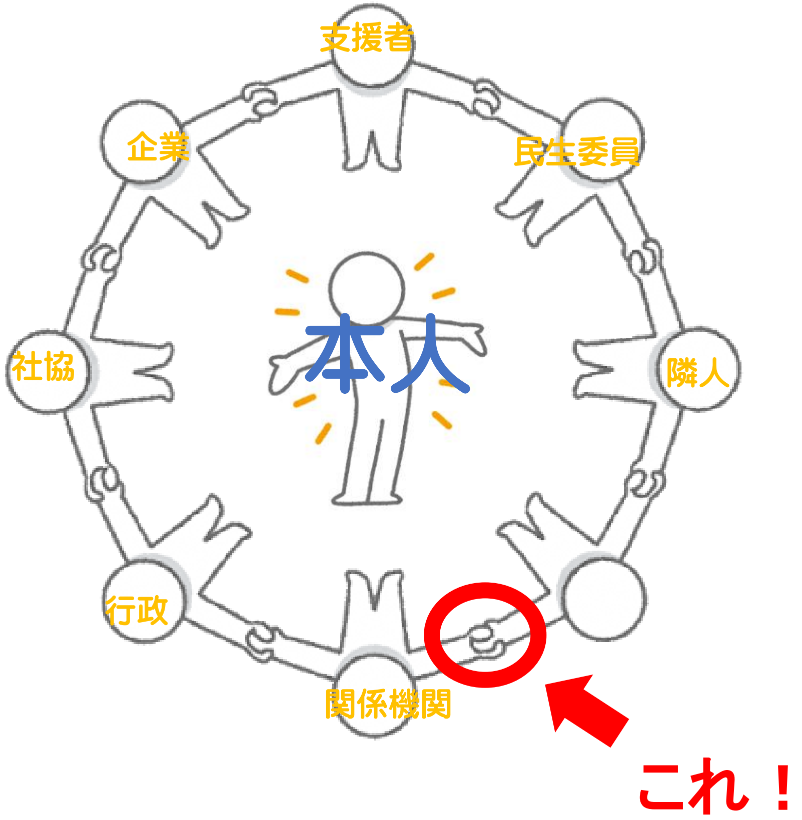

身近な圏域で地域生活課題の相談に応じる体制

・『どこに相談していいか分からない』ようなケースも一旦受け止め、つなぐ
・多機関協働（関係機関が協働して課題解決する仕組み）

見守り、気づきによる早期発見。
誰もが地域で暮らしやすいまちづくり

・住民同士の交流や社会参加の場等の促進
・地域の「支え合う力」を向上し、住民の多様なニーズに対応していく地域づくり

キーワードは**「連携」・「協働」** です。